

ID: 1524

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の34第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (勧告、命令等) 第115条の34 第115条の32第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日